**１　手話言語条例の内容について**

　（1）条例全文

別添のとおり

　（2）条例の概要

高知市手話言語条例は，前文から始まり，全10条で構成されています。

　　＜前文＞

冒頭で有名な学者である寺田寅彦の文章を引用しています（『数学と語学』，昭和４年）。

手話が言語（動作の言語）であると，土佐の先人が昭和の初めに書いていたという事実を条例の初めに示すことによって，市民の方々が，自分たちの住むまちで，昔から手話が使われていたということを知り，また今後も手話を身近なものと感じ，育んでいけるようなものにしていけたらという思いを表現し，中段で過去には広く社会に認められてこなかったこと，手話がそれを使う方にとってどれほど大切なものなのかということを説明し，終段で条例の目的につながるよう整理しました。

＜目的＞

手話が言語であるとの認識に基づき，手話の理解及び普及に関する施策を推進することにより，お互いを尊重し合い，共生する地域社会を実現することを目的としています（第１条）。

※　「手話」＝ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり，独自の言語体系を有する文化的所産（第３条）

※　ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提（第４条）

＜市の責務＞

手話の理解を推進するとともに，手話を使用する人が手話を使用しやすい環境の整備が図られるよう，必要な施策を講ずることを規定しています（第５条）。

※　施策内容＝手話の理解及び普及，環境整備，ろう者の社会参加の機会拡大（第８条）

＜市民の役割＞

手話に関する市の施策に協力を求め，特にろう者には，市の施策に協力するとともに，手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めることを期待しています（第６条）。

＜事業者の役割＞

手話に関する市の施策への協力とともに，ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう配慮を求めています（第７条）。

**２　条例制定後の新規・拡充事業について**

　（1）リーフレット・パンフレットの作成

条例紹介のリーフレット，よく使う手話の説明を含めたパンフレット（市民向け研修で使用予定）の作成を予定しています。

（2）市民向け研修

町内会・自治会，自主防災組織等の地域団体等向けの研修開催を予定しています。

（3）職員向け研修

　　　＜日中開催＞

手話を日常的に使用する方の特性や日常生活上での配慮，窓口での配慮等についての説明，手話入門等の内容を予定しています。

　　　＜夜間開催＞

　　　　手話の入門～日常会話，手話話者（ろう者）との手話会話の実践等を予定しています。

**３　その他**

　　　４月８日現在で６県41市町が制定（一般財団法人　全日本ろうあ連盟調べ）しており，高知市の条例は，四国では徳島県三好市に続き２番目，高知県内では初の制定となります。

　高知市手話言語条例をここに公布する。

　　平成28年４月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市条例第４２号

　　　高知市手話言語条例

　「言語は我々の話をするための道具であるが，またむしろ考えるための道具である」とは土佐の先人，寺田寅彦の言葉であり，この文章は「者には音響の言語はないが，これに代わるべき動作の言語がちゃんとわっているのである」と締めくくられています。

手指や体の動き，表情を用いて視覚的に表現する手話は，正にろう者が物事を考え，意思疎通を図り，知識を蓄え，文化を創造する上で欠かせない言語で，これまで大切に受け継がれてきました。

しかし，過去には手話がこのような言語として広く社会に認められなかったことや，手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかったことから，ろう者は，必要な情報を十分に得られず，多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中，障害者の権利に関する条約や障害者基本法において，手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。

これを機に，高知市では，手話が言語であるとの認識に基づき，市全体が手話の理解に努め，ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより，お互いを尊重し合い，共生する地域社会を築いていくため，この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は，手話が言語であるとの認識に基づき，手話の理解及び普及に関し，基本理念を定め，市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに，総合的かつ計画的に施策を推進し，もってお互いを尊重し合い，共生する地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「ろう者」とは，手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

２　この条例において「事業者」とは，商業その他の事業を行う者をいう。

（手話の意義）

第３条　手話は，ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり，独自の言語体系を有する文化的所産である。

（基本理念）

第４条　手話の理解及び普及は，ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に，市民一人一人がお互いを理解し，人格と個性を尊重し合い，心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第５条　市は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，手話の理解を推進するとともに，手話を使用する人が手話を使用しやすい環境の整備が図られるよう，必要な施策を講ずるものとする。

（市民の役割）

第６条　市民は，基本理念に対する理解を深め，手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　ろう者は，市の施策に協力するとともに，第３条の手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は，基本理念に対する理解を深め，手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに，ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第８条　市は，次に掲げる施策を推進するものとする。

⑴　手話の理解及び普及を図るための施策

⑵　手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策

⑶　手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

２　市は，前項の施策を推進するときは，障害者その他の関係者の意見を聴き，その意見を尊重するよう努めなければならない。

（財政措置）

第９条　市は，手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は，平成28年７月１日から施行する。